

令和4年度事業報告書（みらい）

社会福祉法人 虎伏学園

児童心理治療施設「みらい」は、「虎伏学園」が長年培ってきた養育援助技術を基礎にして、30名定員の「児童の心理治療を行う専門施設」として平成21年4月1日に開所して14年が経ちました。

児童心理治療施設では、さまざまな理由で生きづらさを感じている児童に生活・心理・医療・教育が連携した総合環境療法の中で、社会的適応の力の回復を図り、地域で暮らしていくことをを目指しています。またみらいは児童とその家族への援助を行う専門機関です。家族再統合に向けた家庭復帰プランを児童相談所、地域の関係機関等と共有し移行支援やアフターフォローを行っています。

現在、暫定定員29人となっており、7歳から15歳までの子どもが22名生活しています。子どもが安心して生活できるよう、また専門的な援助方法の確立と心理的ケアと連携した技術の確立を図ることが必要とされており、職員は日々研鑽しています。

以下、令和4年度の事業実施状況を報告いたします。

1. 入所児童の状況

年度当初における措置児童数は、暫定定員28名で26名であり、年度末には同数の26名（11月は27名）でした。年間延べ人数は307名で、一ヶ月平均25.7名であり、暫定定員28名に対する充足率は96.4%でした。年度当初から小学生男子児の入所が増加したため7月より小学生男児の入所枠を拡大しました。また女児については平成30年度より5名～9名に推移してきましたが、令和4年度は11名の満床になりました。引き続き他県のケース4名を受け入れています。これらの結果、令和5年度の暫定児童数は29名に引き上げられました。引き続き魅力ある施設つくりに取り組み、定員開差の解消に努めています。

2. 総合環境療法と支援

みらいはさまざまな理由で生きづらさを感じている児童に対し、子どもへの生活支援と心理療法と精神医学的治療を合わせて行っています。また集団における子どもの成長を保証するための環境療法的アプローチ（手厚いかかわりと心理的治療、家族支援、同じ敷地にある分校での教育、施設外での社会体験などを有機的に結び付けた治療・支援が生活の中にとけこんでいること）を土台とし、子ども同士の関係や子どもと職員との関係が治療的に作用するような環境づくりを目指し取り組んでいます。個々の子どものニーズをできるだけ満たし、話し合いの文化を形成し、維持することで、自立に向けた成長発達の援助を行っています。

3. 多職種連携によるケアニーズの高い子どもへの対応について

児童心理治療施設というと、心理職が主たる治療者であるかのように考えられますが、先に述べたように子どもの支援は生活の場であり、職員全体でつくる心理治療的環境自体がその基盤となっています。特に子どもに密接に関わるケアワーカー（保育士、児童指導員）は細やかな生活支援を行い、医師（嘱託医）や看護師、心理士はそれぞれの専門性をもって生活をささえながら、その子にふさわしい治療の可能性を探っています。現在、入所児の6割が医師のカンファレンス、面接を受けており、強い情緒面での不安や行動上の問題がある場合は、医学診断や服薬の調整は欠かせません。月4回のカンファレンスでは子どもの生活、行動上の問題、学校での様子などが報告され、ドクターの助言を得て子どもの生活、心理面での援助を推し進めています。激しい行動化により精神科に入院する例もありました。服薬管理、子どもの健康管理、感染症対策などを施設内で行う看護師の専門性に大いに助けられています。また心理職については、生活の場から少し離れたところで子どもの個別の心理療法や心理教育、保護者への心理支援を実施し、子どもの心理状態を継続的に評価しています。子どもは生活の中で困っていることを心理士に訴えることが多く、自然と子どもにとって治療を受ける意味が出てきています。そうなるまで心理職は生活や行事にも入り地道に子どもの顔を見てメッセージを送り続けていく必要があります。このような関係性が生活や医療、学校にも波及しよい治療環境を構築しています。

4. 子どもの権利擁護の推進

子どもの声を聞く場は日頃、個々の子どもと信頼できるケアワーカー（保育士、児童指導員）、心理担当、医務担当、学校担任などとの間で静かに行われていますが、子どもが中心となる主体的な話し合う場をつくることが重要と考え、子ども会会則を策定しました。①子ども同士の交流を図るとともに、自分でできることに自ら取り組むことのできる心や、仲間と協力することの大切さを学ぶ。②全ての子どもが個人として尊重され、意見を言い、多様な活動に参加できる。③将来に夢を持ち、ともに喜びを実感できる楽しい生活をつくる、などを目的にしています。

話し合いでは、自分の気持ちがどこにあって、それを伝え、相手の話を聞くという、たいへん高度なやりとりを伴います。単に問題の解決や決定のみをもとめるのではなく、ちゃんと子どもと向き合い共に話し合いを通じて理解し合い、話し合いでものごとを進めていくことを大事にしています。

5. 職場研修の実施について

令和4年度は、前年度に引き続き若手の職員を対象に元JALの客室乗務員の星野恵子氏（今はMans Resource所属）を講師に招き、みらいの食堂で法人合同の職場研修を3回行いました。研修の目的は職場内でのチームワークやコミュニケーションを向上させるためです。研修後の感想ではグループワークを通して同じ施設でも話をしたことがない職員と話が出来て良かったと好評でした。他みらいの研修としては、近畿児童心理治療施設新任研修会

「新人職員として身に着けておくこと」5/13、県が主催する「子供の権利擁護機能強化研修会」6/29、県児童福祉施設等職員研修「子ども・支援者のためのトラウマインフォームドな視点」9/12、職員の指導技術の向上に関する研修「困難場面における対応のバリエーションについて」9/13、令和4年度近児心テーマ別研修会「トラウマインフォームドケア～児童・支援者・組織の安全を高める～」11/28、令和4年度和歌山県児童福祉連絡協議会職員研修会第1部「今後の施設の在り方」第2部「職員のメンタルケアについて」12/5
近畿児童心理治療施設職種別研修「頑張れない子どもたちへの支援」1/30、性問題で2次被害を生じさせない対応のための「リフラー研修」、法人職場研修（きずな、事務含む）「人権とハラスメント」、「関係性の理解とハラスメント防止について」2/21.28等々の研修を受講しました。

6. 児童の処遇改善

ア、個別対応職員の配置

虐待を受けた児童等の入所の増加に対応するため、従来のケアワーカーとの兼務を見直し、専任制としました。男子女子のどちらのフロアにも入り、支援が難しい子ども們の個別対応や行事等にも参加し、各部署とも連携して虐待等を受けた子どもへの対応の充実を図りました。

イ、家族との交流がない子どもにボランティア等の家庭にショートホームステイ事業を行い家庭生活の体験を実施しました。

ウ、コロナ禍のため例年より規模を縮小して夏まつりと点灯式（クリスマス）を行いました。

エ、長年にわたり支援して頂いている団体の方にボーリング大会やミカン狩りに招待していただきました。

オ、他団体より夏季のキャンプやマリーナ遊園地の招待を受け、さまざまな方たちとの交流体験を行いました。

カ、誰もが参加できる小さな活動の場として、野菜を育て調理実習でき、食育を楽しむことができました。

キ、コロナ禍で外出の機会が減る中でも施設内でできることを工夫し小グループでの遊び、映画会などを楽しみました。

7. 新型コロナ対策と健康管理について

新型コロナウイルス感染防止について、基本的な感染対策（検温、手洗い、うがい、アルコール消毒、マスクの着用、黙食、換気等）が徹底されるよう日々の引継ぎ、掲示板、各種の会議等で繰り返し注意喚起を行いました。2泊以上の外泊の際は、迎えに来られる保護者に抗原検査の協力をお願いし、帰園時は保護者の了解を得て子どもに2日間の健康観察を静養室、「こころ」で行い、抗原検査を実施した後に集団に入る対応をとりました。みらいは、大倉制の運営形態をとっているため一人でも感染者が出ると全員が濃厚接触者になるため

より厳格に対応しました。その結果、県外のケースで夏季帰省の折に家庭で感染したケースが1件のみ感染しその他の感染者はありませんでした。職員の感染者は8名（内6名家庭内感染、2名が職場内感染）でした。その後も感染者は出ておらず健康被害はありません。引き続き感染対策を十分にしながら生活習慣を整え、運動を通して体づくり、健康の増進を図っていきます。

8. 性教育の取り組みについて

平成29年に性教育委員会を立ち上げ、ケアワーカー、心理士、看護師等の構成で性教育を行っています。実施目的は施設内での性問題の発生の予防を行うことで始め、現在は全児童を対象とし、正しい知識を身に着けることで対人関係や退園後の社会生活を適切に送ることを目的にしています。令和4年度の実施内容は、男子小学生、男子中1～2年、男子3年、女子小学生、女子中1～2年のグループ別に30分から1時間、毎週土曜日の午前中、昼休憩の時間を使いクイズやワーク、絵本や紙芝居風の手製資料の読み聞かせ、性教育関連の動画視聴、赤ちゃん人形を用いた妊婦・育児体験などそれぞれの年齢や能力に合わせた学習を行いました。また入所前から性的課題がある子どもについては、個別性教育を実施しています。令和4年度は性教育委員会から2人の職員が「リフカーレンジ」に参加し、性問題発生後に2次被害を生じさせないための対応について学びました。

9. 施設での学校教育について

施設内の西脇小学校分校に14名、西脇中学校分校に10名、本校中学校に1名、支援学校中学部に1名、支援学校高等部1名が学校教育を受けています。分校では、個々の特性に応じた3～4名のクラス編成がなされ個別的・体験的授業が行われています。子どもたちは学習につまずいたり、児童間のトラブルも多くあり、学校と施設間の協力、良い関係は必須のものです。「しんどくなったらみらいにもどっていいよ」、「落ち着いたら学校に行くよ」と子どもたちにとって安心できる環境になるよう心がけています。

下校時は教員がみらいのフロアまで子どもを送り届けてくださり、宿題も見てくれています。施設と学校とは毎朝引継を行い、子どもの動向を共有しています。また定期的に連絡会議を持ち子どもについて理解を深め、進路等について協議しています。学校での教育活動全般がみらいの総合環境療法に適うものになるよう施設との連携が重要と考えています。

10. 保護者支援について

みらいでの心理治療が一定終了し、地域に戻り家族と一緒に暮らす場合と同様に、家族で過ごすことが難しく児童養護施設等に生活の場を置く場合においても、施設から次の生活の場へ移るための移行支援が重要になります。この移行支援を子どもと保護者にも入ってもらいその意向を聞きながら他の関係機関とも連携し包括的に進めしていくことを大切にしています。（仮称、家族応援会議を定期的に実施）心理士が一貫したケースマネージメント（管理・進行）を行い、生活担当が退園後の生活上のフォローをし、ケースによっては医療機関

の継続受診を支援するなど退園後の保護者支援を丁寧に行ってています。

11. 防災訓練の実施について

毎月避難訓練、消火訓練を実施しました。避難訓練は、火災、地震を想定した講和に加え、グラウンドへの避難行動を行うというものです。9月と3月には総合防災訓練を行いました。9月は北消防署員にお越し頂き自動火災報知や避難誘導等の説明を受けました。3月も同様に北消防署員より講師をお招きしAED（自動体外式除細動器）の操作や演習を行いました。

12. 子ども家庭支援センターきずなどの連携

平成30年度より、きずなどの指導委託を通じた連携を積極的に行ってています。きずなどみらいで入所の初期段階から、アフターケアに至るまで子どもの移行支援（家庭復帰、他の施設への移行と移行後の支援）に関わる家庭調整を行っています。令和4年度については、在園女児1名、男児1、退園生3名の6名の子どもとその家族への支援を通所指導や家庭訪問を通じて支援しています。施設を出ても切れ目のない支援をめざしています。

13. その他

- ・みらいでは集団で遊ぶ楽しさ（主にグラウンドや園庭での遊び）を味わえるのも特徴的です。幼さが残り愛着を求める子どもにとっては一緒に遊んでくれる大人がいることで安心・安全を感じ、集団での活動が自信を育む場となっています。
- ・毎日のおいしい食事の提供は、子どもたちの大きな楽しみです。
- ・コロナ禍が緩和される中、担当ケアワーカーと週末に買い物に行きました。お誕生日には「お誕生日外食」に行きました。
- ・5月の「児童福祉週間」には、小中学部男子、女子小中学に分かれて、外出しました。女子は食事をしたり、買い物をして楽しみました。男子はサイクリングをして、映画を見に行きました。
- ・園芸部が育てた野菜を収穫し、お料理やケーキ作りをして楽しみました。
- ・2月末には卒業予定の中学生3年生を対象に職員との交流試合（フットサル）を行いました。試合後は、子ども全員に賞状とプレゼントを渡し、1年間の頑張りを労いました。
- ・卒業生を対象にSNSの正しい使い方について、県から講師を招き、3回の学習会を持ちました。最後の講義では良い使い方と間違った使い方を模造紙にまとめ子どもたちが発表を行いました。発表後は廊下に掲示し講義を受けていない子にも見てもらいました。
- ・退園後の自立を目的に調理実習を5回実施しました。子どもたちがメニューを考え、スーパーで買い物をする、レジでお金を払う練習をしました。皆、少しづつ経験を積み重ね調理器具の使い方にも慣れ、てきぱきと仕事ができるようになりました。
- ・季節に応じた各種行事、各種団体による招待行事、秋の外出行事等を楽しみました。